

第 3 検討部会 会議録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 第 28 回 第 3 検討部会 |
| 開催日時 | 平成 20 年 11 月 21 日（金）午後 18 時 30 分から 21 時 00 分 |
| 開催場所 | 川口市職員会館 講座室 B |
| 出席者 | （部会長）佐藤副委員長 （委員）松本委員、浅羽委員、森委員 |
| 会議内容 | ・第 10 回運営調整部会の報告について |
| 会議資料 | ・第 10 回運営調整部会資料 |
| 発言内容 | <p>1. 第 10 回運営調整部会の報告 （運営調整部会員である浅羽委員より報告）</p> <p>（1）起草委員会三宅委員長からの報告概要は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">起草方針の説明 現在の進行状況 たたき台の説明 起草委員会からの提案（3点）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 協働の位置づけ イ 市民の責務の位置づけ ウ オンブズマンの取り扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">今後についての要望（3点）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 下位条例のあつかい イ 広報・PRについて、策定後の条例周知方法</p> <p>（2）運営調整部会での決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起草委員会からの提案3点について、策定委員全員に「協働」「市民の責務」「オンブズマン」についての意見を出してもらおう。そのうえで、27日の第11回運営調整部会で協議し、決定する。 ・要望3点については、次回または、次々回の運営調整部会で検討する。 ・スケジュールについては、12月17日の運営調整部会、全体会は中止し、12月9日に運営調整部会を開催し、素案が確定されれば、翌10日から10日間のパブコメを行う。それと同時に、各部会でも素案についての検討を行う予定となっている。 <p style="padding-left: 2em;">年明けは、1月8日に運営調整部会、1月20日に運営調整部会と全体会を開催することで決定した。</p> <p>（3）広報・PIチームから林委員の報告概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働懇談会からの意見書の取り扱いは、今まで策定委員会で検討してきた経緯を尊重し、この団体だけを特別扱いはしない。 |

また、パブコメに協働懇談会から、同様の内容の意見が提出された。

・ 11月18日締切のパブコメの状況

市民からの提出 12件

職員からの提出 12件

2. 討議

・ 起草方針に則って起草作業を行っており、編集委員会の編集方針を逸脱しないということになっているが、具体的にどのような起草方針なのか。例えば、ある項目について一つの部会だけが意見を出している場合、その部会の意見はそのまま採用されるのか、または一つの部会のみが出している意見であるため採用されないのか。

基本的には、その意見をそのまま盛り込むことは、全体のバランスから見ると難しい。そのようなニュアンスの表現にするなど検討し、追加するかどうかを判断している。

出来る限り盛り込むよう努力している。

・ 権利と責務についてはどのような整理になっているのか。責務について、「市政への参加」は責務として記載は不要であるという意見もあるがどのような反映がなされているのか。

「市民の責務」が入っていない理由は、素案から逸脱しないということと、この条例は原理的には、権力の統制であるので、その主人である「市民」がなぜ責務を負うのかという意見もある。

起草委員会では、判断が難しいと考えている。

第1部会では、責務ではなく役割と考えている。役割の中であらわすことで、責務としての位置づけも含まれるため「役割」で示すことでよいのではないかという意見である。

「責務」について、最終的には、部会員の判断で入れる必要があるということであれば記載するという判断になると考えられる。

「役割」の言葉の中に「責務」の内容も含まれるという意見もあれば、自覚を促すためにも明確に「責務」を記載するべきという意見もある。起草委員会では、判断できない。

・ 市政オンブズマンについて、各部会から否定的な意見が多いのにも関わらず素案に記載されているのはなぜか。

編集委員会は、切らないで残しておく判断になり、記載されている。

・ 協働を定義するのかがどうかについても論点として残っている。第1部会は記載すべきではないという意見である。

第1部会では、協働の意味する内容については人それぞれであり、定義は困難という意見が多い。各部会の意見をとりまとめて統一的な定

| | |
|--------|---|
| | <p>義を設定するのは非常に難しいという意見である。</p> <p>そもそも原理的には市民が主権者であるため行政と市民が対等の関係で協働するのはおかしいという意見がある。</p> <p>一方では、行政と市民は「対等」であると考え意見もある。</p> <p>両方の意見は、いくら議論しても一致しないだろう。</p> <p>協力してよい街づくりをしていきたいというのは共通の認識である。</p> <p>このため、定義で混乱を招くのではなく、「共助」といった考え方でよいのではないか。</p> <p>ボランティアに対する押し付けという意見もある。性善説に立つ場合と性悪説に立つ場合で考え方は異なる。「そんなに悪くない説」という考え方もある。</p> <p>協働を定義し、自治基本条例に盛り込むことは困難であるため、別に協働条例を作成することとし、そこで密な議論を行うべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「対等性」と「公正さ」は協働についての議論の対象として適切かどうか。対等性については議論の対象になるが、公正さは判断が難しい。 ・「公正」の意味がよくわからない。 フェアである。相手に押し付けないという意味である。 ・協働とは、共通の目的の達成のために、と理解することもできるが、市民と行政が「共通の目的」を築けなかった場合はどうなるのか。目的の共有化」がなければ協働とは言えないか。 協働の一つの要件にはなるが、それは、協働とは言えないだろう。 目的が共有されていないか、信頼関係がなければ協働とは言えないだろう。 ・市民参加には、狭義の市民参加と広義の市民参加がある。狭義の市民参加とは、行政の施策過程への市民参加を意味している。 ・議会への参加の関係で言えば、市民参画の後に決定される内容や実施内容について最終的に承認するのは議会であるという位置づけであり、議会軽視とは言えないはずである。 ・起草委員会に対しては、今のままでよいのであれば賛成という意見を明確な意思表示として出してほしい。 |
| 次回以降日程 | 第 29 回 12 月 12 日（金）18:30～ |